

國學院大學學術情報リポジトリ

神道青年全国協議会による大嘗祭前の大祓の歴史的意義：

「神社神道」の本質を考えるための一事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 忠信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001042

神道青年全国協議会による大嘗祭前の大祓の歴史的意義 「神社神道」の本質を考えるための一事例として

河村 忠 伸

一、はじめに

神社本庁および被包括神社が奉じるのは「神社神道」である。⁽¹⁾ 漠然と「神道」とせず、「神社神道」と特定する以上、諸派の神道から「神社神道」を選択した理由が存在するはずである。そもそも「神社神道」とは、制度的に教派神道と区別された「神社」の神道を指す用語として発生した。元来は単に「神社」と表現されていたが、昭和十年代から「神社神道」という表現が用いられるようになる。⁽²⁾ この教派神道と区別された「神社」を別の表現で「国家ノ宗祀」とも称した。「神社」に関する行政を主管した内務官僚に共通して見られる、一般的な「国家ノ宗祀」理解とは、神社の物的（社殿・境内等）・人的（神職）設備が国家に帰属する法制度と、その法制度の淵源となった、神社を「国体」と一体の存在と位置付ける歴史観である。⁽³⁾ 美濃部達吉が主張した、天皇の祭祀大権に官国幣社以下神社が属すという法理論も、この「国家ノ宗祀」の法制度と歴史観に相反するものではない。

以上から、「神社神道」とは近代神社法制度を前提とし、天皇、「国体」と特別な関係を有するものとして「神社」を位置付ける神道の一派であるといえる。しかば、前提となる法制度を解体した神道指令の影響は、神社の運営・人事権が国家管理から離れるのみに留まらず、「神社神道」に本質的な変容を及ぼすものと見なくてはならない。この戦後の「神社神道」の在り方について、神社本庁設立に参画した葦津珍彦⁵⁾は次のように述べている。

国の神祇制度上、神宮神社を法制的に「国の宗祀」として復古する希望が消えたとしても、神社の精神の本質が、「日本人の社会国家の精神的基礎である」との信条を死守する線からの退却は、決して許されない。神社が自ら、私人の一宗教と認めることは決して許されない

このように葦津は制度としての「国家ノ宗祀」が消滅しても精神としての「国家ノ宗祀」は継続し得ると主張している。「神社本庁憲章」（昭和五十五年五月二十一日、評議員会議決）前文も精神的な「国家ノ宗祀」を肯定する歴史観に基づく。

神祇を崇め、祭祀を重んずるわが民族の伝統は、高天原に事始まり、国史を貫いて不易である。夙に大宝の令、延喜の式に皇朝の風儀は明らかであるが、明治の制もまた神社を国家の宗祀と定めて、大道はいよいよ恢弘された。

近代神社法制度が解体されても、「国体」と神社が一体であるとする歴史観・神社観に立脚した神社の在り方を実践することは可能であり、憲章を見る限り神社本庁の方針はその路線にある。しかし、その一方で、小野祖教⁶⁾が指摘

するように、神社本庁が組織の理念として「国家ノ宗祀」を明確に掲げた訳ではなく、戦後、宗教となったと理解した神職も多く存在したのも事実である。だからこそ、葦津が前述のように主張する必要があった。そのため、現時点において神社本庁および被包括神社が共有する明文化された「神社神道」の定義は存在しない。今後、神社本庁の「神社神道」を定義する方法は二種類あり、第一は神社本庁内部の意思決定手続きを経て明確な定義を提示する方法であり、第二は客観的な視座から神職・氏子総代・国民の意識を分析して定義する学問的な方法である。

いずれにせよ、天皇と神社との関係をどう位置付けるかが、「神社神道」の在り方を決める要点である。そこで本稿では、神職における天皇に対する意識を探る一例として、神道青年全国協議会が、平成二年に実施した「大嘗祭前の大祓―五畿七道の大祓」について検討し、現代における「神社神道」の性質を考究する材料としたい。

二、戦前期における大嘗祭に対する神職の態度

戦後の神職の天皇に対する意識を考究するために、本稿では大嘗祭に対する青年神職の意識を取り上げるが、比較として戦前期の神職の大嘗祭に対する意識をまず確認したい。明治四年五月十四日太政官布告により神社の物的・人的設備は国家に帰属し、祭祀も国家が定めるようになった。御大礼に際しては、大正四年七月五日勅令第一〇九号、昭和三年十月二十七日内務省令第三七号⁷⁾により即位礼及び大嘗祭当日、祭祀を執行する旨が定められ、また、明治四十二年二月十一日皇室令第一号「登極令」⁸⁾第十二条第二項には「大嘗祭ヲ行フ当日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿並官国幣社ニ奉幣セシム」とある。大嘗祭に際し諸神社に奉幣があることは、「神祇令」⁹⁾に「凡天皇即位惣祭天神地祇」とあり、『延喜式』にも奉幣使が規定されている。神社が国家に帰属し、待遇官吏たる神職が、勅令・法令に基づき祭祀を営むのであるから、「即位礼及大嘗祭ノ当日官国幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀」は私的な奉祝祭典ではなく、

国家・天皇に公認された大嘗祭に連動した公的な祭祀と位置付けられる。天照大神を奉斎する教派神道教団には、そのような沙汰がなかったことを考えるならば、この奉幣は「国家ノ宗祀」の特質そのものであるといえる。

次に、神職側の大嘗祭に対する意識を見るに、目黒和三郎^⑩は「神社百年の計策は、御大札の真意義を、上下に通じて普遍ならしむるより捷徑のものあらざるべし」とし、河野省三^⑪は「御大札は、我国の深遠なる祖先崇拜の大義を實現すると共に、又実に我が大日本帝国の神国たる所以を発揮するものなり」と主張した。その上で、全国の神職は法令で定められた祭祀に留まらず、独自の奉祝運動を展開した。例えば、東京府神職会は宮西惟助謹撰で幻燈映画を作成上映して御大札の解説を各地で行い、足利市神徳会は郵便貯金による基本財産の造成、神奈川県神職会は記念事業として境内整備の推進、島根県神職会は記念事業及び和歌奉納、岡山県神職会は神饌幣帛料供進使の装束調製、山形県神職会は「御大典記念夏季大学」と称し神職・教員・青年団幹部九十名の研修会を行った。全国神職会でも「御即位式と大嘗祭^⑫」という氏子への頒布を目的とした一枚刷の説明書を作成した。そこに示される具体的な奉祝活動は以下の通りである。

- (一) 門戸にシメ縄を張り国旗を掲げて静粛に奉祝すること。
- (二) 十一月十日午前賢所大前の儀の時刻氏神神社に参拝すること。
- (三) 十一月十日午後紫宸殿の儀の時刻祝賀式場又は各戸に於いて京都の方を拝し午後三時萬歳を唱へること。
- (四) 十一月十二日宮中大祓当日氏神神社に詣り祓除を受けること。
- (五) 十一月十四日大嘗祭当日氏神神社の大祭に参拝すること。
- (六) 十一月十六日祝杯をあげて聖壽の無疆を祝ひ奉ること。

ここに掲げられた六項目は、神社を通して大嘗祭を奉祝するというものであり、それは目黒や河野の主張と同様に、神社祭祀が大嘗祭と特別な関係にあるとする理解に立脚する。この文章における「氏神社」とは、各自が個人的信仰により氏神と仰ぐ神社ではなく、神社明細帳に記載された神社を想定しているものであり、近代神社法制度を前提としている。⁽¹³⁾ このように、戦前期の大嘗祭と神社は法制度の上で連動し、神職もその意識で奉祝運動を展開した。

三、神道青年全国協議会の設立

次に神道青年全国協議会の設立経緯を見るに、同会は大東亜戦争終結後に結成された青年神職の同志的結合による全国組織である。略称は「神青協」(しんせいきょう)である。⁽¹⁴⁾ その組織形態は、都道府県ごとに単位会を構成し、⁽¹⁵⁾ 全単位会から選出された代議員により総会を開催して、会長選任、会則、事業計画、予算等を決定するという協議会形式である。会員は四十歳前後までの若い神職を中心に構成されるが、全国協議会は単位会の会員をそのまま正会員とし、単位会の会員条件は統一されていない。⁽¹⁶⁾ また、近県の単位会が集まって「地区」を形成している(例えば、三重、愛知、静岡、岐阜、長野の五県の単位会で「神道青年東海地区協議会」を構成している⁽¹⁷⁾)。地区ごとに研修会や活動を行い、地区から理事を全国協議会の理事を推薦する制度を設けることで、県単位では広範に過ぎ、全国単位では目の届きにくい課題に柔軟に対応することができる。また、神社本庁の「指定団体」⁽¹⁸⁾ として、事務局を神社本庁内に置き、その支援を受け、神社本庁より理事一名を受け入れるなど協力関係にある。平成三十年時点の会員数は三千四百余名である。

神青協の創立は、神道指令による神社神道護持に対する危機感を契機とする。昭和二十三年十二月十八日に宮地治邦⁽¹⁹⁾ が中心となり、発起人会が結成され、昭和二十四年一月二十九日に第一回会合を行い、各地へ趣意書を発送した。⁽²⁰⁾

仮称全国神道青年会結成趣意書

嚴寒膚を刺すの候にも拘らず諸彦には、益々青年の情熱を斯道のため炎と燃やして居られることと思ひます。我々青年神道人こそ新生神社神道の推進力であり、また次代を担当すべき責任者でもあります。

この故に我々は、より強い信仰と、より広い智識と、より卓越した技能とを目指して、互に切磋琢磨し、共に悩み、共に苦しみ、共に手を取り合つて精進せねばならぬと思ひます。

幸ひ各地において諸彦は、青年神職会、神道青年会等の名の下に既に盛り上がる情熱を結集せられつつある情報を得て、私共中央に職に奉ずるものは誠に力強く感ずるものであります。

しかしながら各地に行はれてゐるこの運動は、飽くまで局地的なものであり、またその力も分散的であります。火と燃える信仰は、燎原を焼く如くならねば威力を発揮することは出来ません。卓越せる斯道刷新の意見を一地区に止めることは、斯界の大いなる損失であります。

また優秀なる技能、尊き経験を広く分かち合つての互ひに足らざるを補ふべきであります。この意味において各地に結集されてゐる青年会を横に連絡し、意見の交換、智識、技能の交流を計り、進んで全国同志の人間の、精神的団結を計ることこそ、現在の急務ではありますまいか。

こゝに私共有志は広く同憂諸彦をと交りを厚くし、埋れたる人材を見出し、青年本来の使命を達成せんため、青年神道人の大同団結を企画し、全国神道青年会の結成を提唱するものであります。

全国の青年神道人諸彦!!

神社神道の明るい将来のために団結せられんことを

昭和廿四年二月二日

仮称全国神道青年会決起發起人

宮地治邦

他一同

(後略)

ちなみに、趣意書の発行日である二月二日は昭和二十一年に神祇院が解体された日でもある。この趣意書の後段に事務連絡として「事務所を神社本庁内に置いて居ります」としていることから、既に發起人と神社本庁との間に協議がなされていたことは明らかである。神社本庁では神道青年会結成を助成すべく、都道府県神社庁に対し、二月二十八日付で後援を依頼している。こうした運動の成果があつて、六月十五日、神社本庁講堂において十二の既存組織、十三の神社庁より推薦された者をはじめとする百余名の参加により全国神道青年結成準備会が開催され、翌十六日には総会が國學院大學院友会館において開催された。第一回総会における宣言文は次の通りである。

宣言文 現下社会情勢の混沌たる時機に際し、全国神道青年の要望に応へ、今日代表有志の総会を開き、宗教的情熱を結集して、茲に神道青年全国協議会を結成し得たり。吾等世代を担ふ青年神道人は全国都道府県に神道青年団体を組織し、民族精神の基盤たる神社信仰の本義に徹して、変貌する時局に対処し永遠なる伝統の生命を旺にし、以て国家再興のため、強力なる運動を展開せんことを期す。右宣言す。

宣言文中の「宗教的情熱」、「民族精神の基盤たる神社信仰の本義」は、設立時の青年神職の意識を窺い知ることが

できる興味深い表現である。

神青協は結成準備会において、神社本庁から独立した組織であることを確認していたが、組織的、経済的に独自に活動できる状態ではなく、神社本庁に対し、教化委員会講習会を神道青年全国協議会中央講習会として開催すること、地方青年会が講師派遣を依頼する場合は神社本庁にて経費を負担することの二点を陳情した。これに対し、神社本庁は評議員会において「神道青年運動援助」を決議した。このように、協力関係を有しつつも、神社本庁から独立して設立された経緯を有するため、神青協を安易に神社本庁の下部組織と見なすことはできず、各時代、事業における神社本庁との関係を考察する必要がある。

同年六月三十日には、各単位会代表に対し、「指令第一号」と題し総会で決議した方針を通達した。その内容は、青年神職の組織化を第一段階として、氏子青年の組織化、近県への波及へと発展させていくというものである。

四、大嘗祭前の大祓

戦前においては、登極令、皇室祭祀令など皇位継承に伴う諸儀式に関する規定、皇室令が存在した。しかし、戦後、それらは失効し、代替の法令のないままであった。昭和天皇の崩御に際会して、神社本庁および神道政治連盟では、「伝統」に則った皇室行事の執行を願い、運動を展開した。前述の通り、戦前期の神職は大嘗祭を「神社百年の計策」と位置付けていたが、非政治的な奉祝・教化・記念事業に終始し、御大礼の在り方について政治的運動を展開することとはなかった。しかし、それは皇室令と大礼使が機能していたからであって、それらが失効した戦後にあつて伝統的な大嘗祭の斎行を希望するのであれば、法的な問題を解決すべく、政府に働きかけ、社会に対して啓発運動を展開せざるを得ない。これは神職の意識が変化したからではなく、状況の変化に対応したと評価すべきであろう。神社本庁

では平成元年四月十二日の役員会において、即位礼・大嘗祭・大饗に対する神社本庁の基本姿勢及び御大礼の意義啓発などを目的とした特別会計など活動体制を整えることを明確にした。⁽²¹⁾ この基本姿勢において、「登極令の規定に準拠することを第一の原則とし」とあり、神社本庁及び神社関係諸団体の主張するところの皇室行事の「伝統」とは登極令及び皇室令に準拠することを意味する。申すまでもなく、すでに神社は一宗教法人であり、皇室との法制上の関係は、神道指令により消失している。そのなかで、自主的に御大礼を輔翼する方向で神社本庁の方針が決したことは、この時点において葦津のような神社観が大勢を占めていたことを意味する。

活動を展開する上で神職の理解は不可欠であり、同年の教学研究大会は「天皇と即位儀礼」、翌年の教化会議は「大嘗祭」、教学研究大会は「大嘗祭と式年遷宮」をそれぞれ主題として開催された。これは全国に波及し、各地においても大嘗祭に関する研修会が開催された。平成元年十一月十六日には、神社本庁総長の白井永二、作曲家の黛敏郎、東京大学名誉教授の宇野精一らが発起人となって、「大嘗祭の伝統を守る国民委員会」を発足させ、要望書を自民党国民運動本部長の関谷勝嗣に手交した。この他、「大嘗祭の伝統を守る国民委員会」では一千万人署名運動を具体的活動として掲げ、神社本庁では都道府県神社庁を通じ、全国的な署名運動を展開し、これが大嘗祭の伝統護持に関する神社関係者の中核的な事業となった。⁽²²⁾

神青協においても積極的に署名運動に参画し、毎年八月に開催する研修会である「夏季セミナー」の平成元年度の主題を「大嘗祭」と定めて開催し、専門知識の習得に努めた。この他、神青協独自の取り組みとして「大嘗祭前の大祓―五畿七道の大祓⁽²³⁾」がある（以下、便宜上「大嘗祭前大祓」と呼称する）。この事業を主管したのは、平成元年四月、第四十一回定例総会において、皇室行事に関する特別委員会として設置が決議された「伝統に基づく皇室行事を考へる委員会⁽²⁴⁾」である。同委員会の委員長には森田邦義が指名され、具体的な活動について協議が重ねられた。その活動

方針は、『神社新報』第二〇七〇号⁽²⁾に、他の神社本庁指定団体の御大典にむけた活動方針とともに掲載されている。

昨年十二月、政府は平成の御大典の期日とその性格づけについて見解を示した。既に御承知の如く、即位の礼は十一月十二日、国の行事として執行し、大嘗祭は皇室行事として十一月二十二日に斎行すると決定された。確かに、大嘗祭が京都で行はれず、また葦津先生が「朝日」紙上に述べてをられるやうに天皇陛下ご親祭といふ事を忘れての議論は全く不快なものであるが、ほぼ現況において落ちつくべき所に落ちついた感がある。

これをうけて今後、神社界にある我々は、何を為すべきかについて考へたい。

今年一月七日天皇陛下一周年祭遙拝式、翌八日御諒闇あけ大祓式が本庁通達のもと、全国のお社で執行され、この一年間の先帝をうしなつた国民の悲しみのケガレを祓ひ、一つの区切りをつけたのであるが、この臨時の大祓は過去において国家のよからぬことや大事に際し、その都度行はれてきてをり、特に大祀であり、清浄を極める大嘗祭の前にも大祓がなされてゐるのである。

延喜式の「踐祚大嘗祭」の項に、「およそ大祓の使ひは八月上旬に卜定して、左右京に一人、五畿内に一人、七道に各一人。(中略)左京の職司、晦日に集り祓すること二季の如くせよ」とある如く、五畿七道の祓と称し、国中の汚穢を祓ひ、大嘗祭を迎へたものである。特に御大礼が行はれた京都においては八月以降、毎月、大祓を厳修したことが鈴木重胤著『大祓詞講義』にみる事が出来る。陛下御一代一度の大嘗祭は、清浄な上にも清浄であらねばならない故、昔から京都近辺において大嘗祭の三日間、梵鐘誦經の音まで禁じた程である。

昨年より我々は、大嘗祭の問題で署名を集め研修会を開き、またハガキ、電報による要望活動を展開してきたが、それらは全て間接的な支援の活動であり、神明奉仕者としての我々が直接的な立場で大嘗祭に携はれる機会とい

へば、この大嘗祭前の大祓と国を挙げての奉祝（大饗）のみに限られるであらう。

そこで真つ先に我々は国中の汚穢を除き、天下万民の罪穢を祓ふ国の大祓を古例にならって執行し、国中清らかにして、嚴肅かつ盛大に大嘗祭が斎行されるやう広く世に訴へていかねばならないと痛感する。

すなわち、大嘗祭前大祓とは、『延喜式』に定められた「五畿七道の大祓」を執行することであり、具体的な方法として、「古儀の精神を伝えるために―大嘗祭前の大祓斎行について」というパンフレットを作成し、全神職に配布して、その意義を啓発するとともに、八、九、十月の各晦日に各神社の社頭で大祓の執行を呼び掛けた⁽²⁶⁾。その形態は神社本庁の定める「神社に於て行ふ恒例式」に準じる。この主張を受けて、関東・東京では執行を宣言したと『神社新報』に記載される。神青協とは別に、神社本庁でも七月三十一日付通達「即位礼・大嘗祭当日神社に於て行ふ祭祀並びに臨時大祓の件⁽²⁷⁾」をもって、宮中の大祓に合せて十一月二十日に「臨時大祓」を「神社に於て行ふ恒例式」に準拠して斎行するよう都道府県神社庁を通じて被包括神社に通達している。

大嘗祭前大祓の典拠は『延喜式』にある。現在でも「式内社」と由緒に掲げる神社が全国に鎮座するように、『延喜式』は律令祭祀における基本であり、現在の神社神道においても主要な古典の一つである。そのため、この時期に「踐祚大嘗祭」の巻を繙き、「大祓使」を見つけることは不自然ではない。しかし、現任神職で、大嘗祭前大祓の斎行を主張したのは、辰守弘の「御諒闇あけに臨時の大祓を」⁽²⁸⁾を嚆矢とする。

今、神社界では御大典にむけ氣運を盛り上げようと取り組んでいる。それは大切なことであり、すばらしき事ではありますが、それに向かつて邁進するに今一つすがすがしい心になりきれない人も多いように思います。

それもそのはず、国の御親たる昭和天皇が神去られて未だ日も浅く、その衝撃の癒えていない人には当然にして当然の事でありましょう。

昭和天皇様は、歴代の天皇様の中でも、とりわけ、長き御治世を通じて、御憂念の歴史を歩まれてこられました。特に昭和二十年敗戦、それに続く一連の占領政策と制度の変革は、大きな心の傷として、残ることになったように想われます。敗戦は未来永遠に回復することのできない傷でありますし、明治大帝の定められた憲法や教育勅語それに皇室典範など多くのものが無くなってしまいました。このような悲しき現実にも昭和天皇様は耐えに耐えられ、国民の先頭にお立ちになって、日本の復興の原動力となつてこられたのであります。

敗戦後の経済の復興は、国民の勤勉努力はさることながら、昭和天皇様の御高德に負うところもすこぶる多かつたと想います。そのような偉大なる天皇様を、我らは敬愛し、崇め尊んでまいりました。

昭和天皇様がお隠れになり、新帝陛下が皇位を継承なされたとはいえ、大君と仰ぎ慕い尊んでまいりました陛下の崩御で、国民がすぐに心の転換が図られぬとしてもそれは無理からぬことであろうと思います。然も、未だ御諒闇中でありますから、追慕の情、悲しみの心晴れやらぬ人は多くて当然であります。しかし、いつまでもかくしておれぬ故に、御諒闇あけをもつて、大きな区切りをつけねばならないし、つけるのであります。

その区切りをしっかりとつける意味でも、過去国家のよからぬことや大事に際し、その都度臨時の大祓がなされてきたように、御諒闇明けの後、新帝陛下をはじめ皇室の方々の御悲しみを祓い、国民の枯れた心を祓い清め、国中の罪穢れを祓うべく臨時の大祭を執行すべきであると考えます。鈴木重胤の『大祓詞講義』には、臨時の大祓を「除服諒闇の終、大嘗会前（略）、斎宮群行等の事について行はれ」とあります。

御諒闇明けに国の大祓いを執行し、一区切りをつけた後、我ら国民も真に心機一転、新帝陛下の御大典にむけ、

力強くたゆまず国民の真心を結集して、御大典が古例にのっとり厳粛且つ盛大に、皇室の重儀、国の大事としてなされるように勤めていかねばならぬこと、これ日本人の使命と考えます。もとより、事前の準備は遺漏無きよう努めねばならない事申すまでもありません。

まずは我々のできることから行動にうつしてまいりましょう。臨時の大祓に意義を認めぬ方は論外ですが、実行すべきだとお考えの方は実行してまいりましょう。又、各地で実行するように努めてまいりましょう。これは、神明奉仕者のみならず陛下をいただく国民として当然のことであると思います。

それでは次に、その執行時期につき考えてみたいと思います。平成二年一月七日に、昭和天皇様の権殿一周年祭、山陵一周年祭が執行されます。その節に、二月二十四日の斂葬の儀の折各神社で奉悼遙拝式を執行いたしましたように、又明治天皇様の一周年祭の時、遙拝式を執行してきましたように（神社協会雑誌参照）、昭和天皇様の一周年祭遙拝式を神社で執行致さねばなりません。これ神社人なら、常識として御理解いただけるであらう。一周年祭遙拝式の翌日、一月八日に国の大祓をいたすのであります。これは、明治天皇様の折でもそのようになされております。「大祓ハ、一周年祭ノ翌日之ヲ行フ」と定められており、皇室の例にならない、又、神社が執行してきたように（神社協会雑誌参照）いたすべきと考えます。ちなみに、皇室服喪令第十五条には、「大喪ニハ皇族及臣民喪ヲ服ス」とあり、喪を祓う意味でも御諒闇明けの大祓の意義をご御理解できるであらう。次に、大嘗祭前の大祓についても記してみたいと思います。これは世に五畿七道の祓えと称されてきたものです。『延喜式』の「踐祚大嘗祭」の項に、大祓の使いは卜定して、八月上旬に左右五畿七道に使いを遣わして、大祓をせしめることと記載されております。申すまでもなく、大嘗祭は大祀であり、日本最大最高の祭であります。その大嘗祭をむかえるにあたり、国中の汚穢を祓い清めるべく、国の大祓を執行してまいりました。もとより、

聖上におかれましては、大嘗祭の万全をきし、恙なく斎行されるように生活をつつしむのみならず、不浄にふれたり近づかぬようと、清浄に努められてこられたのであります。僧尼の宮中への出入りを差留められたり、寺の鐘まで停止させたりしております。それほどに大事な祭が大嘗祭なのであり、大嘗祭は格別に汚穢を厭われ来ったのであります。

国中の汚穢^マを除き天下万民の罪穢を祓う国の大祓を、平成の大嘗祭を迎える八月に古例にならい執行して、国清らかな中、厳肅にそして盛大に大嘗祭が斎行されますように努めてまいりましょう。それが、新帝陛下様に應える道であり、天照大御神はじめ神々にお喜びいただける道と信じます。時を逸することなく、神国再生、天皇国日本の平安の為に、努めるべきは努めて、聖使命を果たしてまいりましょう。それが中今に生きるものの努めでもあると信じます。

別表を参照に歩んでまいりましょう。

別表（省略）では皇室における儀式とそれに対応する奉祝のための神事、行事の日程を記している。『延喜式』を典拠とし、鈴木重胤の『大祓詞講義』を傍証として掲げ、「大嘗祭前の大祓」、「神明奉仕者」という表現、諒闇明けの大祓を国民の精神的な「一区切り」とするなど、辰と森田の論は情理両面において相通じるものが認められる。これらの主張の根底にあるのは、大嘗祭と神職たる自身との関連性に対する問題意識であり、神社本庁、神青協ともに、大嘗祭関係の祭典を執行する法令上の義務は失効しているなかで、宮中祭祀と連動した神社祭祀の在り方を志向していることが確認できる。

五、大嘗祭前大祓の古儀

神青協は大嘗祭前大祓を、『延喜式』巻第七「踐祚大嘗祭」⁽²⁹⁾に基づく「古儀」であると主張するが、『延喜式』における「大祓使」を考証するに、

凡大祓使者。八月上旬卜定差遣。左右京一人、五畿内一人。七道各一人。下旬更卜定祓使差遣。左右京一人。五畿内一人。近江。伊勢二箇国一人。在京諸司晦日集祓如二季儀。

である。平安時代前期成立（貞観年間と推定される）『儀式』⁽³⁰⁾には、

八月上旬、卜定大祓使発遣〔左右京一人、五畿内一人、七道各一人〕、下旬別卜更復発遣〔左右京一人、五畿内一人、近江・伊賀・伊勢一人〕

と記される。近江・伊賀・伊勢の三国に発遣される理由については、平安京から伊勢神宮への行路であるからと加茂正典が『日本紀略』延暦十四年八月条を引用し考察している。八月上旬の「大祓使」とは別に、下旬に「祓使」が発遣されているが、その後規定される天神地祇に対する奉幣使が大祓使の発遣が「訖」ることを条件にしたものであるから、下旬の発遣は奉幣に先立つ祓であろうと推測される。

この大嘗祭前の八月に執行される大祓は臨時の大祓の一つとされるが、臨時諸国の大祓は「神祇令」に規定がある。

凡諸国須大祓者。毎郡出刀一口。皮一張。鍬一口。及雜物等。戸別麻一条。其国造出馬一疋。

ここで注意すべきは、「神祇令」に定められる諸国の大祓とは大祓の儀式を執行するのではなく、贖物（あがもの）を差し出す形態であった。『延喜式』の「左京職」⁽³²⁾にも「条別均分買備、其價充徭錢」と贖物を納める形態であることが明記されている。⁽³³⁾従って、『延喜式』の古儀における「大祓使」とは、各地において、夏越・年越のように大祓の儀式を執行したものではないことは明らかであって、「在京の諸司」のみが「晦日に集り祓すること二季の如くせよ」と定められていたのである。中央における臨時大祓は「神祇令」にその規定が見られないが、梅田義彦⁽³⁴⁾は「令には規定せられなかつたが格・式によつてかく規定せられたものといつてよい」と考察している。

先行研究によれば、天武天皇の御世から平安時代末期まで、大嘗祭のために行われたと確認できる臨時諸国大祓の記録は、文武天皇二年十一月七日、天平宝字二年八月十六日、元慶八年八月十六日、寛平九年八月二十八日の四回と少ない。大嘗祭以外の理由を含めても、全国的な大祓の記録は約二十回に過ぎない。記録漏れの可能性もあるが、諸国において大祓を実施するためには、社会情勢や大祓を執行する組織力、安定した治安、経済が求められるのであり、梅田、三橋健⁽³⁵⁾が指摘するように、本来は天下諸国で実施されるべきところを、小範囲に留めて実施する場合もあったと考えるのが現実的であろう。規模の縮小を儀式の簡略化と見ることもできるが、平安期に天皇の神聖化が進み、内裏を清浄に保つ意識が高まったことは三宅和朗⁽³⁶⁾が指摘する通りであり、大祓に対する意識の変化の面からも考察する必要がある。

諸国で大祓を実施する目的について、矢野建一⁽³⁷⁾は麻一条を貢進させることによって公民意識を教化する意図があったと考察し、山本幸司⁽³⁸⁾は祭典を停滞させるような罪穢を予備的に祓うと共に「その儀礼が日常性から隔絶した特別な

意味を持ち、神聖なものだということが宣言されることになるのである」と指摘するように、大嘗祭前の臨時諸国大祓は国民教化という意味も兼ね備えたものであった。また、八月下旬の大祓使は、時期的に考えて、天神地祇に幣帛を奉るにあたり、国中を祓い清める意義があったものと思われる。このように、複数の意義を有していたものと推測されるが、臨時諸国大祓は史料、研究ともに決して多くなく、全容解明には至っていない。

先述の通り、神青協は「古例」として大嘗祭前大祓を実施したが、その形態は神社本庁が制定する「大祓式」⁽³⁹⁾を各地の社頭で奉仕するものであって、「神祇令」や『延喜式』に記された全国で贖物を貢進させる臨時諸国大祓とは明らかに異なる。「五畿七道の大祓」という名称も『延喜式』では用いられていない。そのため、神青協の大嘗祭前大祓を「神祇令」の「凡諸国須大祓者」の再現と称するのであれば、それは「創られた伝統」⁽⁴⁰⁾との批判を免れない。「創られた伝統」とは、社会において「伝統」と認識されているが、実際には「歴史的な過去との連続性がおおかた架空のもの」⁽⁴¹⁾であり、エリック・ホブズボウムの著書以来、歴史学や文化人類学において影響を及ぼしている概念である。この概念を我が国の儀礼や祭祀について適用する研究も少なくないが、ホブズボウムらの研究は、「架空」の部分を明確に考証し、「伝統」として創出した意図、または受容される背景まで精緻に分析しているからこそ、学問的に高く評価されているものと筆者は思料する。また、我が国の神祇祭祀に限らず、伝統的な儀礼は同時代の社会的、政治的、経済的、文化的状況と無関係に存在するものではなく、進化和衰微、変容を繰り返しながら持続してきた。⁽⁴²⁾換言すれば、変動する時代に適応してきたからこそ、今日まで継続し得たのである。そのため、変容した部分をもって、全体を「創られた伝統」と評することは、この概念の適切な使用方法とはいえない。そのため、「伝統」や「古儀」を論じるに際しては、学術的な見地から、どの部分に連続性が認められるのかを正確に確認する作業を要する。

この視座から大嘗祭前大祓を見るに、『延喜式』の「大祓使」は左右京職や国衙などの律令体制を前提とするもの

であるから、現代において「凡諸国須大祓者」や大祓使を忠実に再現することは不可能である。かつ全国の神職が大嘗祭前に一斉に大祓を執行するという慣例が近世以前に存在した訳でもない。大嘗祭前大祓の歴史的連続性は、大嘗祭に先立ち諸国を祓い清めることが望ましいという信仰、理念にのみ認められる。

六、祭祀における信仰と学問

大祓の信仰は、千度祓、吉田神道、垂加神道など各派の教説、国学者の注釈書などといった多彩な展開と変遷を経て近代に至る。現行の神社における大祓式は、直接的には、近代において改めて制定されたものであり、その経緯は藤田大誠⁽⁴⁾、東郷茂彦⁽⁵⁾によって精緻に考証されている。近代における大祓の大きな変更点は、「全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失候⁽⁶⁾」として継承されていたものを、国家的な、公的な祭儀と再設定し、その執行者として神社を任じた点にある。神社が執行者となった理由は、明治四年五月十四日太政官布告によって神社の物的・人的設備が国家に帰属するという体制が成立したからである。そこで大祓に関する法令として、明治五年六月十八日教部省達第七号により式次第が定められ、明治八年四月十三日式部寮達により全国神社の恒例祭祀に初めて正式に組み込まれた。この明治初期の大祓式の構成は、本殿を開扉して、祭神に大祓式斎行の由を告げる祝詞を奏上した上で、「祓詞」を宣るという新しい形態である。現行の大祓式の形態になるのは、大正三年三月二十七日内務省令第四号による。

このような変容がありながら、明治五年六月十八日教部省達第七号において「旧儀」と称する根拠、歴史的連続性は、大祓を神社の私的神事ではなく、公的祭祀として「天下一般修行」するという点にある。また、次第や作法の変容は、当時の政府の古典に関する知識が不十分だったからではない。藤田が指摘するように、京都府からの大祓執行に関する伺に対し、「語義・語源に注目するという国学的なアプローチ法」で逐条的に詳細に回答し得るだけの専門

知識を教部省は有していた。そのため、当該神社の祭神への祝詞奏上を追加する変更を祭儀に採り入れたのは、考証不足ではなく、神社を斎場とし、神官を執行者としたことへの適応であったと見るべきであろう。また、明治五年制定の大祓式の「祓詞」が『延喜式』に準拠していないのは、文明開化で国民意識が変化し、天津罪、国津罪の具体例を公然と唱えるのが風紀上適切でないという意見が存在したからであると、東郷が考証している。

このような近代における変容を経て、現行の大祓式がある。明治五年の変容のなかでも特徴的なのが、当該神社への祝詞奏上であるが、これは大祓式に当該神社の祭神を組み込み、祭神と祓の神の「神議」により諸人の罪穢を祓い清めるという独自の教学に基づく⁽¹⁷⁾。この教学は神職に普遍的な理解ではなく、だからこそ大正期に変更されたのであろうが、この事例は教部省が独自の教学を構築し、それに基づいて祭儀次第を考案していたことを示している。そもそも、神道の祈りは対象である神祇と主体である人が存在してはじめて成立する。奉斎する神祇に関する知識と状況に応じた適切な働きかけに関する思索の欠如した祭祀は、一方的な願望の表出に過ぎず、神と人の双方向的な関係構築こそが祭祀の眼目であるといえる。典故考究、記紀解釈、縁起・教説・儀軌の編纂など、伊勢神道や吉田神道をはじめとする神道各派が積み重ねてきた学問的営為は、祭祀の実践から乖離したものではない。この観点から考えると、大祓式の斎場を神社に変更した時点で、当該神社祭神と大祓式の関係をどう位置付けるかという信仰上の問題が生じるのは必然だといえる。

これは祭祀の歴史的連続性とは別次元の問題であり、全く新しい形態の祭儀を興そうとする場合においても、神祇をどう理解し、どう位置付けるか、それは信仰の道統上、どのように位置付けられるのかという問題に直面する。一例を挙げれば、近年の自然災害後の被災地において、神籬を立てず、奉仕者が大祓詞を一斉に奉唱するという形態の「復興祈願祭」が見られた。これは祭器具を準備し難い状況で祭祀を営む必要性に迫られ、発生した形態であると推測

される。無論、大祓詞の文中に復興の文言は含まれず、複数の神職が境内の外で、大祓詞を斉唱して「祈願祭」とする形態は、神社神道の祭儀として確立されたものではない。それでも、大祓詞が奏上される理由は、大祓詞がどのような祈願にも対応できる万能な祝詞の如く認識されている風潮があるからであり、そしてそれは全く根拠のないものではない。『中臣祓訓解』などに見られるように、平安末期頃から中臣祓により煩惱を脱却することができるという信仰が生じ、中臣祓により現世利益を願う私的祈願に応えようとする宗教者が現れ、垂加神道では誦誦することで神人合一の境地に至ることができると中臣祓を位置づけている⁽⁴⁸⁾。このように、中臣祓は多様に展開し、祓と祈願成就の力があると信じられてきたのであり、現代において大祓詞を「万能祝詞」の如く扱う風潮はその延長線上にあると推測できる。しかし、中臣祓と大祓詞の差違、神道諸派における中臣祓の解釈の差違、または大祓詞斉唱による祈願祭の祭神は何れの神かなどの問題が存在するかぎり、奉仕者が大祓詞を「万能祝詞」と強く信仰していても、その祭祀は「我善しと思ふ故に神も善しと許させ給ふ、とするのは、おしつけわざである。あまりに自分を妄信して、神までも己が思惟の所産ときめるからだ。」という折口信夫⁽⁴⁹⁾の批判を克服するものではない。折口が「神に關した知識の有無は一つの事をして、信仰と迷信に岐れて現れる。学術的地盤に立たねばこそ、当季限りの流行風の施設の当否の判断も出来ない。」と指摘するように、神祇に関する専門知識に裏打ちされている信仰だからこそ、祭祀の土台たりえるのである。歴史的連続性の保持に学術的な見地からの考証が要するように、信仰の正当性や道統を保持するためにも、祭祀には学問的営為が伴わなくてはならない。

七、おわりに

神青協の大嘗祭前大祓と「神祇令」、『延喜式』は形態的には連続していない。これを『延喜式』の再現と称すれば、

それは史実に反する。しかし、上代から続く、大嘗祭前には国中の清浄を期すべき信仰・理念を現代社会において実行したということであれば、祭祀の理念としては歴史的連続性が認められる。大嘗祭前の八月頃に、大祓式を執行する意義は、予備的に罪穢れを祓い、恙ない諸儀式を願う神事であると共に、神社関係者に対しては宮中祭祀を輔翼するものとしての神社神道の姿勢を示し、国民に対しては皇室儀礼における古典・伝統の重視、大嘗祭の神聖性を教化する点にあったと評価できる。大嘗祭の意義宣揚という目的を有する点が特色であって、祭典前に清浄を期することを専らとする神社本庁が全国神社に到達した大嘗祭二日前の大祓式執行とは趣旨を異にする。無論、将来的な大嘗祭に際して、企画されることがあるのであれば、その後の研究成果を活用し、教学的に補強すべき余地はある。また、神青協という組織にとって、独自に古典に基づき、大祓を勧奨したことは、神社本庁から独立した組織であることを確認する意義もあったと思われる^⑩。

神道指令により神社は国家の营造物ではなくなった。しかし、神社本庁及び神青協をはじめとする神社関係諸団体は、御大喪と御大札に際会し、伝統に基づく皇室行事の肅行を請願する運動を展開する。この自主的な行動は、神社関係者の皇室に対する輔翼の意識が国家の法制度のみによって成立していたものではないことの証拠となろう。換言すれば、精神的な「国家ノ宗祀」が法制度から独立して存在し得て、神社関係者に継承されていたといえる。ただし、精神的な「国家ノ宗祀」の当時の神職の理解や普及率、また近代に醸成されたものか、神祇信仰の本質によるものであるかについては更に検証を要する。理解や普及率を計る研究方法として、神社本庁の通達や神青協の呼びかけに応じた神社・神職数を調査する方法が考えられるが、残念なことに十分な記録が残されていない。恒例祭祀の執行数など、統計的な数値の集計は、現代の神社神道を考える指標となろう。

神社関係者の多くが皇室を敬慕しているのは明らかであるが、宮中祭祀と神社祭祀の関係については、漠然として

いる。先述したように、戦前の「即位礼及大嘗祭ノ当日官国幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀」は勅令で定められたものであり、大嘗祭と連動した公の祭祀である。勅令を含む神社に関する法令が失効しても、精神的な「国家ノ宗祀」が存在し得たように、法令としては失効したが、勅を奉じて祭祀を執行するという理念を継承することは可能である。すなわち、戦後の体制下であっても、大嘗祭当日、各神社で奉仕することが、勅令を奉じた、直接的奉仕に他ならないという解釈は可能である。しかし、「神明奉仕者としての我々が直接的な立場で大嘗祭に携はれる機会」として、神社本庁の通達による「即位礼・大嘗祭当日神社に於て行ふ祭祀並びに臨時大祓の件」を神青協は見えていない。これは他の恒例祭祀についても同様であるが、戦前期の勅令を精神的に継承した祭祀であるのか、それとも包括宗教法人たる神社本庁が新たに包括下神社に命じている祭祀であるのか、という戦前の神社祭祀との連続性は、現代の神社祭祀の意義と性質を考える上で大きな問題であるが、漠然としたままである。⁽⁹¹⁾ また、戦前期において、神社祭祀が勅令により定められ、国体と一体である神社観が多く、神道人に共有され、戦前期の指導的立場の神道人が宮中祭祀・神宮祭祀・神社祭祀を有機的に統合する機構構築を構想していたことは事実であるが、宮中祭祀と神社祭祀が連動していない点も多々あり、有機的統合についても神勅の解釈の相違や理想的な機構制度については多様な意見があったことには注意を要する。

本稿では、神青協の大嘗祭前大祓を考察し、青年神職に大嘗祭、宮中祭祀を輔翼する意識が存在するを確認した。平成の御大礼は戦後の神社神道にとって、重要な意義をもつ出来事であった。戦前から続く、宮中祭祀と神社祭祀の関係性の議論、神道指令により惹起された国体・皇室と神社の関係といった神社神道の根幹に関わる問題を深く穿鑿せざるを得ないからである。しかし、結果として、大嘗祭を通じて「神社神道」の定義が決するほど、学術的議論は深化しなかった。当時の社会的・政治的状况から考えれば、大嘗祭そのものが齎行できない可能性すら存在したので

あるから、神社関係者にそこまでの余裕はなかったと考えられる。かつ歴史的に重要な転換点であったとしても、歴史の一点であり、その一点だけをもって神社神道そのものの定義、神青協という団体の性質を決定することは控えてはならない。様々な点を多角的に洞察し、線としなくては、戦後の神社神道の実像を描き出すことはできない。近年、神社本庁や神道政治連盟に対し注目が高まり、関連の著述も刊行されたが、主観的な経験による言説も多い。同時代だからこそ史料、情報開示上の問題があるが、近代までの神道史と連結させ、公開された史料を客観的に分析した研究を蓄積していく必要がある。

註

- (1) 「宗教法人「神社本庁」庁規」(昭和二十七年一月二十九日 文部大臣認証) 第三条。
- (2) 藤田大誠「國學院大學における建学の精神「神道精神」の基礎的考察」(「國學院大學 校史・学術資産研究」第一〇号、平成三十年)、藤田大誠「「国家神道」概念の近現代史」(山口輝臣編『戦後史のなかの「国家神道」』(山川出版社、平成三十年)。
- (3) 拙稿「国家ノ宗祀」の制度と精神」(「国家神道と国体論に関する学際的研究—宗教とナショナリズムをめぐる「知」の再検討—」所収、平成二十七〜二十九年度日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(C)、研究課題/領域番号…15K02060、研究代表者…藤田大誠、平成三十年)。
- (4) 美濃部達吉『改訂憲法撮要』(有斐閣、昭和七年)。
- (5) 葦津珍彦『神祇制度思想史につき管見—本庁講師教学委員辞任に際して—』(神社本庁教学研究室、昭和五十八年)。
- (6) 小野祖教「神社及神社神道の定義に関する問題提出」(『神道宗教』第一一〇号所収、昭和三十一年)。
- (7) 神祇院総務局編『最新神社法令要覧』(京文社、昭和十六年)、二四四頁。

- (8) 前掲同書、四五頁。府県社以下神社に対しては、大嘗祭に際し、都道府県あるいは市町村から神饌幣帛料の供進があったが、これは全ての府県社以下神社が対象ではなく、供進のない神社も存在する。
- (9) 本稿では黒板勝美編『国史大系 令義解』（吉川弘文館、昭和五十二年）を参照した。
- (10) 目黒和二郎「大礼号発刊の辞」（『全国神職会会報』第二〇〇号所収、大正四年）。
- (11) 河野省三「神国の御大礼」（『全国神職会会報』第二〇〇号所収）。
- (12) 『皇国』（第三五八号、昭和三年）。
- (13) 拙著『近現代神道の法制的研究』（弘文堂、平成二十九年）、第三章参照。
- (14) ちなみに「神青協」の略称は「指令第一号」において「神青協の中核体たる青年神職の組織化を第一段階とす」とあるを公的な文書での初出とする。
- (15) 単位会の名称は、「〇〇県神道青年会」が多いが、他に「〇〇県神道青年協議会」、「神道振興会」、「青年神職むすび会」という名称も用いられている。「神青協」の例に倣い、単位会を「〇〇神青」と通称することも多くみられる。
- (16) 会員資格を四十歳までとする単位会が多いが、それ以上まで資格を認める単位会もあり、また役員任期中による会員資格延長の制度も存在する。
- (17) 行政における「東海地区」は三重、愛知、静岡、岐阜であり、神社関係における地区区分は行政による地区区分に準拠していない。
- (18) 指定団体とは、神社本庁が、その活動・運営に必要なものとして支援する特別関係団体である。
- (19) 宮地治邦は、昭和三十五年、東京帝国大学文学部史学科を卒業し、同大学史料編纂所に勤務、昭和二十一年に神社本庁主事、昭和三十四年に東京女学館短期大学教授、昭和五十年に東京女学館理事長・学長を務めた。
- (20) 神道青年全国協議会『神青協五十年史』（平成十一年）。以下、神青協の創立に関し、特記のない場合は本書を典拠とする。
- (21) 『神社新報』（第二〇三四号、平成元年四月二十四日）。以下、神社本庁の動静については、特記ない場合は『神社新報』を典拠とする。
- (22) 『神社新報』（第二〇六二号、平成元年十一月二十七日）。
- (23) 当時の『神社新報』には正式な事業名の記載がなく、『神青協五十年史』を典拠とした。
- (24) 前掲『神青協五十年史』。約十年後に刊行された『神青協五十年史』では「基づく」、「考へる」であるが、当時の『神社新報』

では「もとづく」「考える」と表記されている。

(25) 平成二年二月五日発行。

(26) 『神社新報』(第二〇九〇号、平成二年七月二日)。

(27) 神社本庁『神社本庁四十五年誌』(平成三年)。

(28) 『小日本』(平成二年一月号)所収。筆者の辰守弘の当時の役職は「多度神社」(平成七年に「多度大社」に改称)禰宜。現在は真清田神社宮司である。

(29) 本稿では、黒板勝美編『国史大系 交替式・弘仁式・延喜式前篇』(吉川弘文館、昭和五十二年)を参照した。

(30) 皇學館大学神道研究所編・発行『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』(平成二十四年)。

(31) 加茂正典「儀式 踐祚大嘗祭儀」考(前掲『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』所収)。

(32) 本稿では黒板勝美編『国史大系 延喜式後編』(吉川弘文館、昭和五十二年)を参照した。

(33) 前掲『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』、五八頁。

(34) 梅田義彦「臨時大祓考」(『神道宗教』第二八号所収、昭和三十四年)。

(35) 三橋健「大祓研究序説」(『神道史論叢』、国書刊行会、昭和五十九年)。

(36) 三宅和朗「古代大祓の基礎的考察」(『史学』第五九卷第一号、平成二年)。

(37) 矢野建一「天下(四方)大祓の成立と公民意識」(『歴史学研究』第六二〇号所収、平成三年)。

(38) 山本幸司『穢と大祓』(平凡社、平成四年)。

(39) 昭和四十七年規程第八号「神社に於て行ふ恒例式」。

(40) エリック・ホブズボウム、テレンス・レンジャー編『創られた伝統』(紀伊国屋書店、平成四年)。

(41) 前掲同書、一〇頁。

(42) 小島毅『天皇と儒教思想 伝統はいかに創られたのか?』(光文社、平成三十年)等。

(43) この点について、新谷尚紀は『神道入門―民俗伝承学から日本文化を読む―』(筑摩書房、平成三十年)において、「神道は、流動的な歴史をもって伝えられているものなのであり、その実態はいわば動画であり、それを静止画としてある時期の神道をもって、真の「神道」とはこれだ、というふうに、固定化させて考えるのは、大きな間違いなのである」と指摘する。

- (44) 藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）。
- (45) 東郷茂彦「近代における大祓式・大祓詞の再興と変容」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第一号、平成二十九年）。
- (46) 明治四年六月二十五日布告。
- (47) 星野光樹「明治八年式部寮達『神社祭式』の制定過程に関する一考察」（『日本文化と神道 3』所収、國學院大學文部科学省二十一世紀COEプログラム、平成十八年）。
- (48) 岡田莊司「私祈禱の成立―伊勢流祓の形成過程」（『神道宗教』第一一八号、昭和六十年）、鈴木一彦「近代日本における大祓詞の思想的解釈」（『國學院大學大学院紀要』文学研究科、第四五号所収、平成二十五年）参照。
- (49) 折口信夫「現行諸神道の史的価値」（『皇国』第二七九号所収、大正十一年）。
- (50) 平成二年前後に、将来における神青協の在り方、特に独自の企画力を喪失し、神社本庁の下部団体と化す懸念を神青協関係者が抱いていたことは、前掲『神青協五十年史』に散見される。
- (51) この点については、大嘗祭前、神社への放火事件が相次いだ社会情勢を踏まえて、当時の言説や事象を検討しなくてはならないものと思料する。
- (52) 齊藤智朗「戦中期における皇典講究所祭祀審議会の活動」（『國學院大學研究開発推進センター編『昭和前期の神道と社会』所収、弘文堂、平成二十八年）。